

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            外国子会社合算税制（Controlled Foreign Company Taxation、CFC 税制）とは、国内の親会社の所得を、実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。</p> <p>・ 特例措置の内容            国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第 40 条の 4、第 66 条の 6 等		
減収見込額	[初年度]（ ）	[平年度]（ ）	[改正増減収額]（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的            国内金融機関が海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>（2）施策の必要性            平成 29 年度税制改正において、CFC 税制については、国内企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しがされたところ。            しかしながら、海外における様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて課題が残されているところであり、本年度も引き続き検討することが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	国内金融機関が海外事業展開を行うための環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。
	政策目標の達成状況	金融機関の一部の業務の取扱いについて、課題が残されているところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	外国子会社を有する企業への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正において CFC 税制の抜本的な見直しが行われ、平成 30 年度改正においてビジネスの実態を踏まえ一定の措置が講じられた。しかしながら、一部の論点については引き続き課題が残されているところであり、平成 31 年度税制改正において所要の措置を求めるものである。
ページ	2—3